

12 国土交通省(構造改革特区第25次 検討要請回答)

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
120010	地籍調査における山林の土地境界確認方法の簡素化	○地籍調査作業規程準則第23条第1項及び第2項、第30条第1項及び第2項 ○地籍調査作業規程準則運用基準第15条の2第1項 ○山林及び原野における筆界案を用いた筆界の確認方法について別紙第1及び第2	地籍調査において境界確認を行う際は、原則として、所有者全員の立会を求めている。 ただし、所有者の委任状をもらえば、代表者のみによる立会が可能であるとともに、調査地域が山奥である等、立会が得られないことに相当の理由がある場合には、市町村等が作成した筆界案を用いて確認を求めることも認められている。	地籍調査における境界確認の方法について、 ①現地ではなく、机上での境界確認を原則とする ②地権者全員ではなく、代表者のみによる境界確認を可能とする ③現地調査を伴わない航空写真や図面解析による境界確認資料作成を可能とする	提案内容 大野市内の広大な山林において境界が確定していないことにより、村離れや森林の荒廃が進むとともに、森林の多面的機能の低下で台風等の豪雨により山の土砂崩れや災害が近年多数発生している。 これを受け、市としても順次、市内各地で地籍調査を進めているが、予算の制約、制度の制約、未相続等もあり、なかなか境界の確定が進まない状況である。 については地籍調査の効率化(コスト削減、時間短縮)を図るため、航空写真(オルソ画像)や地形図、森林基本図等を用いて、立体(三次元)での重ね図や境界確認資料を作成し、これを利用して境界確認を行うことを原則としたい。(なお、現地における境界確認を希望する地権者については、これを妨げるものではない。) また、権利者が複数いる場合は、権利者確認に要する時間を短縮化するため、代表者(地権者の代表、地権者以外の現地に精通した者)のみにより境界確認を行うことを可能としたい。なお、代表者ではない者の権利が侵害される恐れがあるが、予防措置として、異議・誤りを申し出る機会を設けて対応することにより、問題は生じないと考える。	C	IV	求める措置の具体的内容①について 立会が得られないことについて相当の理由があり、かつ、筆界を確認するに足る客観的な資料が存在する場合には、所有者等に筆界案を送付することにより確認を求めることができるものとされています。 また、①調査地域における土地所有者に高齢者が多いため、立会が困難である場合、②調査地域の地形が急峻であり、危険を伴うため、立会が困難である場合又は③調査地域が山奥にあるなど、現地に到着するまでに長時間を要するため、立会が困難である場合には、「立会が得られないことについて相当の理由がある場合」に該当し、その調査区域の全筆について、筆界案を用いて筆界の確認を行うことを標準とすることができると解されています。 このように、山林地域において、地籍調査の実施主体である市町村等が地域の実情に応じて判断することにより、筆界案を用いた(机上での)境界確認手法を採用することは可能です。 (地籍調査作業規程準則第30条第2項、山林及び原野における筆界案を用いた筆界の確認方法について第1) 求める措置の具体的内容②について 所有者等の委任状をもらえば、所有者等の代表者のみによる境界確認は可能です。 なお、地籍は、土地に関する最も基礎的な情報であり、土地資産の保全や円滑な土地取引等の観点から、重要な情報です。地籍調査の成果が登記所に地図として備え付けられ、土地に関する権利の第三者に対する対抗要件を構成することから考えても、地籍調査には高い精度と信頼性が求められます。本提案が、所有者等の委任の意思すら確認せずに地籍調査の実施主体による恣意的な代表者の選定により確認するものであれば、将来的に地籍調査の成果に関する境界紛争が発生する蓋然性は極めて高くなることを考慮すると、全所有者等の意思確認をせずに土地の境界の確認を行うことについて、地籍調査における境界確認手法としては不適切であると考えています。 求める措置の具体的内容③について 筆界案による確認方法を活用することで、所有者等が現地調査を行わないことは可能ですが、地籍調査を実施する者(市町村から地籍調査の実施を委託された法人等)については、筆界案を作成するため、杭の設置や現地の確認などの作業が発生します。航空写真等を活用することにより、筆界案を効率的に作成することは可能だと考えられますが、上述のように、地籍調査には高い精度と信頼性が求められることから、現地調査を行わずに地籍調査を実施することは極めて困難です。 (山林及び原野における筆界案を用いた筆界の確認方法について第2 3)		1 0 0 1 0 1 0	大野市	福井県	国土交通省
120020	離島・島嶼部における一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定)の業務範囲に係る規制の緩和	道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条、第86条 一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定)の許可等の取扱いについて(平成18年9月25日国自旅第169号)	一般乗用旅客自動車運送事業については、道路運送法第4条に基づき許可をしているところですが、当該許可のうち福祉輸送事業については、道路運送法第86条に基づき、業務の範囲を要介護者等の輸送に限定するとともに、その輸送実態に即して、営業区域などの面で安全基準の適用を緩和して許可をしているところである。	一般乗用旅客自動車運送業(福祉輸送事業限定)では認められている軽自動車(福祉車両)を使用し、福祉輸送限定タクシーの旅客範囲を拡大する措置。	【実施内容】 島の道路条件、その他採算性を考慮した上で、島民の要望に応えられる一般のタクシー事業を行うことで、島民全体の利益または幸福を実現する。一人一車制個人タクシー形態ではなく、2種免許取得者5名が福祉輸送事業限定取得時の許可車両である1台の軽自動車(福祉車両)をそのまま使い、一般乗用旅客自動車運送事業を行う。島嶼部や過疎地については、地域の実情を踏まえた、「更なる」弾力的な運用が行われることを望む。 【提案理由】 平成16年に小さな島4島が合併し、誕生した上島町。当事業所は、周囲約10km、世帯数894世帯、人口1724人の生名島にある。行政機関は愛媛県、生活圏は広島県と大変不便な町である。島内で一般の人々が利用できる公共交通機関は、町営のバスのみで便数も少なく、フェリーとの接続も不自由である。島民の高齢化が進む一方で、障害等は有していないが通院が必要な状態となった者が孤立する傾向にある。 現在、採算性の面から福祉限定ではない一般乗用旅客運送事業者の参入はなく、現状のままでは参入は今後も困難である。島内は、非常に細く入り組んだ道が多く、移動には軽自動車が必要であり、採算面からも島嶼部における福祉輸送限定タクシーの旅客範囲の拡大を図ることで、一般の利用者の需要に応えられ、島民が安心して暮らすことができると考えた。島内には病院がなく、広島県尾道市因島への通院をよぎなくされており、フェリーを利用し通院するため、フェリー代も島民の生活を圧迫している。これは、当島にとっては事業者、利用者共に求めている措置である。	C		一般乗用旅客自動車運送事業のうち、福祉限定の条件を付して許可したものについては、福祉目的の輸送の実態に即して、営業区域などの面で安全基準の適用を緩和することを前提として条件を付したことから、当該許可による輸送の対象をそのまま全ての利用者に拡大することは適切ではなく、一般乗用旅客自動車運送事業の条件(福祉限定)の解除を申請していただくことが必要となるものと考えられます。 一方において、提案者が指摘されているように、現在の島内の厳しい社会経済的事情や他の地域の実例に鑑みれば、一般乗用旅客自動車運送事業として成立するためには、利用者又は事業者に対する地方公共団体等による支援の必要性が極めて高いと考えられます。また、高齢者の多い地域住民にとって利便性の高い通院等の移動手段を確保する上では、現在の町営バスのネットワークを補完する過疎地有償運送を実施することも有力な選択肢と考えられます。 提案者においてこれらの選択肢に関する検討を具体的に進められる上では、町役場などの地方行政当局と密接に協議や調整を行うことが何より重要であると考えられるところであり、ご相談頂ければ地方運輸局や支局において引き続き助言などの支援をさせていただきます。	安心らくらく外出	1 0 0 4 0 1 0	NPO法人サン・スマ	愛媛県	国土交通省

12 国土交通省(構造改革特区第25次 検討要請回答)

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
120030	再開発事業等で建設される集合住宅については、容積率の算定の基礎となる延べ面積には、認可保育所等の床面積を算入しないこと。	建築基準法施行令第2条第1項第4号	容積率の算定の基礎となる延べ面積には、自動車車庫等の床面積は算入しない。	建築基準法施行令第2条第1項第4号に規定される床面積不算入の対象に「認可保育所」、「地域密着型サービス事業所」及び「大規模集合住宅の居住者の交流を目的としたスペース」を追加	再開発事業を始めとする大規模な集合住宅を建設する際に、荒川区において供給が不足している「認可保育所」や「地域密着型サービス事業所」等の保育や介護に関連する施設を建物内に整備する場合、それらの床面積を容積率不算入の対象とし、保育や介護施設の開設を促進する。また、当該施設居住者の交流を目的としたスペース(集会所や交流サロン)等に要する床面積についても同様に、容積率不算入の対象とし、コミュニティを育む場の形成を促進する。 【提案理由】 女性が社会で活躍する上で、子育てや介護による負担が大きな障害となっており、大規模な集合住宅に対して、子育てや介護関連施設の併設を求めるニーズが高まっている。しかし、子育て・介護施設設置に対するニーズはあるものの、建築の際の容積率の制限により、事業者が保育や介護施設の設置に踏み切れないケースが少なくない。そこで、保育や介護に関連する施設の床面積は集合住宅の容積率に不算入とすることで、民間事業者が自主的に保育や介護施設を設置する動機づけとなり、当該集合住宅内への施設開設を促進する。それにより、女性の仕事と家庭を両立させやすい環境を作り、女性の就労支援に寄与する。 また、居住者の交流の場の整備は、同じ集合住宅に住みながら、とくく疎遠になりがちな高齢者のみの世帯とファミリー世帯などが互いに助け合い、コミュニティを育む環境を醸成する。	D		建築基準法施行令第2条第1項第4号では延べ面積の算定方法を規定しており、容積率の算定の基礎となる延べ面積には、自動車車庫等の床面積は算入しないこととしていますが、これは容積率規制の趣旨に鑑みて道路等の公共施設への負荷が増大しないものを対象としており、ご提案の施設を対象とすることは困難です。 なお、ご提案の容積率緩和は、総合設計制度を活用し、特定行政庁(東京都又は荒川区)が許可することにより実現可能です。また、再開発等促進区を定める地区計画等の都市計画制度の活用によっても、容積率等を緩和することが可能です。さらに、今通常国会に提出中の「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案」では、誘導すべき用途について容積率を緩和できる制度を盛り込んでいるところです。	女性活用・子育て・介護支援特区	1 0 0 5 0 1 0	荒川区	東京都	国土交通省
120040	駅又は駅近傍の建築物であって保育所等を設けるものについては、容積率の算定の基礎となる延べ面積には、認可保育所の床面積を算入しないこと。	建築基準法施行令第2条第1項第4号	容積率の算定の基礎となる延べ面積には、自動車車庫等の床面積は算入しない。	建築基準法施行令第2条第1項第4号に規定される床面積不算入の対象に「認可保育所」を追加	鉄道事業者等が駅ビルを建設する際に、荒川区において供給が不足している「認可保育所」等の保育に関連する施設の床面積を容積率不算入の対象とし、当該施設の開設を促進する。 【提案理由】 女性が社会で活躍する上で、子育てによる負担が大きな障害となっており、駅ビル内に子育て関連施設の設置を求めるニーズが高まっている。しかし、子育て施設設置に対するニーズはあるものの、建築の際の容積率の制限により、事業者が保育施設の設置に踏み切れないケースが少なくない。そこで、保育に関連する施設の床面積は駅ビルの容積率に不算入とすることで、駅ビル内への当該施設開設の促進につながる。また、当該施設の開設によって、子育て施設が居住地と身近になり、仕事と家庭を両立させやすい環境づくりにつながり、女性の就労支援に寄与する。	D		建築基準法施行令第2条第1項第4号では延べ面積の算定方法を規定しており、容積率の算定の基礎となる延べ面積には、自動車車庫等の床面積は算入しないこととしていますが、これは容積率規制の趣旨に鑑みて道路等の公共施設への負荷が増大しないものを対象としており、ご提案の施設を対象とすることは困難です。 なお、ご提案の容積率緩和は、総合設計制度を活用し、特定行政庁(東京都又は荒川区)が許可することにより実現可能です。また、再開発等促進区を定める地区計画等の都市計画制度の活用によっても、容積率等を緩和することが可能です。さらに、今通常国会に提出中の「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案」では、誘導すべき用途について容積率を緩和できる制度を盛り込んでいるところです。	女性活用・子育て・介護支援特区	1 0 0 5 0 2 0	荒川区	東京都	国土交通省
120050	ごみ焼却場のバイオガス製造を建築基準法第48条ただし書き許可の対象に追加すること。	建築基準法第48条	各用途地域ごとに建築可能な建築物の範囲又は建築してはならない建築物の範囲が定められている。なお、範囲外の建築物であっても、ただし書きの規定による許可により個別に建築することは可能。	ごみ焼却場のバイオガス製造に対する建築基準法第48条ただし書き許可の運用についても、「可燃性ガスの製造事業を営む工場に該当する下水処理場のバイオガス製造に対する建築基準法第48条ただし書き許可の運用について(技術的助言)」と同様に取り扱うものとして、技術的助言による許可対象に追加していただきたい。	当市のごみ焼却場は、稼働から30年を超え、更新の時期にきている。そこで「町田市一般廃棄物資源化基本計画(2011年4月)」に、国の「エネルギー基本計画」や「バイオマス活用推進基本法」などの趣旨を鑑み、家庭から排出される厨芥類などについて、バイオガス化を図り、エネルギーの高効率利用を推進する施設整備を位置づけた。 建設地は、市民を含む検討委員会にて1年半に亘って市民意見を取り入れながら検討した。その公平・客観的な基準で評価した検討結果を受け、既存のごみ焼却場(町田市サイクル文化センター・準工業地域)用地内で建設する方針を示した。 ところが、平成24年3月30日付国住街第254号技術的助言には、下水処理場のバイオガス製造なら、準工業地域での建設が許可できるとされているが、ごみ焼却場のバイオガス製造は許可できない状況である。 下水処理場とごみ焼却場とのバイオガス製造の違いは、原資が下水汚泥か、食品廃棄物かだけであり、製造工程に違いはない。よって、ごみ焼却場のバイオガス製造も、十分に安全性を確保して行うことができる。 このことから、ごみ処理施設によるバイオガス施設についても、建築基準法第48条第10項のただし書き許可に該当するよう、技術的助言による許可対象に追加していただくよう、お願いしたい。 なお、ただし書き許可に代わる手法として、工業地域への用途変更が考えられるが、施設周辺は、戸建て住宅を主体とした良好な住環境の保全・形成を目指す地域のため、工業地域への用途変更はできない状況である。	D		建築基準法第48条ただし書きの規定による許可は、個別の案件について、技術的助言の有無によらず、特定行政庁(町田市)が安全上若しくは防火上の危険の度若しくは衛生上の有害の度が低いと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可することは可能であり、特定行政庁(町田市)において「十分に安全性を確保して行うことができる」と判断しているのであれば、改めて技術的助言を発出する必要はないと考えています。		1 0 0 6 0 1 0	町田市	東京都	国土交通省

12 国土交通省(構造改革特区第25次 検討要請回答)

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
120060	播磨灘(瀬戸内海)における平水区域資格タグボートの航行にかかる規制の緩和	船舶設備規程第146条の24第2項及び第311条の22第1項 船舶救命設備規則第69条第1項、第71条、第74条第1項、第75条及び第76条 船舶消防設備規則第60条第1項第4号並びに第62条第2項及び第3項 船舶職員及び小型船舶操縦者法第18条第1項 船舶安全法第5条第1項第1号、第2号及び第3号 船舶安全法施行規則第66条第1項	船舶安全法は、船舶が航行する航行区域を規定し、航行区域に応じた安全基準を規定しており、船主は、検査申請に当たって船舶の航行区域を選択できる。また、船舶職員及び小型船舶操縦者法は、船舶の大きさ、機関出力及び航行区域に応じて船舶職員の乗組み基準を規定している。	沿海区域仕様で建造された船舶に関し、航行区域上、沿海区域に指定されている播磨灘(瀬戸内海)について、航行区域が平水区域とされている港湾タグボートの航行を認め、大阪湾と瀬戸内海の往来が可能となる措置。	1 大阪湾及び瀬戸内海の大部分は平水区域に指定されている一方、播磨灘は平水区域に指定されていない(沿海区域に指定)ため、平水区域を航行区域とするタグボートは播磨灘を航行できず、大阪湾と瀬戸内海の往来ができない。このため近隣タグ事業者は、大阪湾側と瀬戸内海側両方にタグボートを配置するか、あるいは沿海区域航行資格を取得し播磨灘を航行するため重い費用負担が発生している。 2 このことから、平水区域が航行区域とされるタグボートが播磨灘を航行し、大阪湾と瀬戸内海の往来ができるよう規制緩和を要望する。なお、航行の安全性は、対象を沿海区域仕様で建造されたタグボートに限定することで十分担保できる。 3 要望が実現すれば、①海域一体化による効率的なタグボートの配置・運用、②沿海区域航行資格を得るため発生している費用の削減(設備費、船員費、船舶検査費)③災害発生時の迅速な救援支援が可能となるなど、経済的・社会的に大きな効果が期待される。 補足1: タグボートは一般に沿海区域仕様で建造されており、他の船舶に比べ高出力機関、二重の操舵装置を装備するなど安全性は高い。なお航行区域は事業者が業務の必要に応じ、平水区域、沿海区域等、選択可能であるが、沿海区域は平水区域に比し、設備費(通信設備等)、船員費(上級資格者の乗船等)など追加的な費用が発生。 補足2: 播磨灘は気象データ上からも比較的平穏な海域であり、アメダス観測値からも隣接する平水区域(瀬戸内海、大阪湾)と極めて類似し穏やか。	D	—	船舶安全法は、船舶が航行する航行区域を規定し、航行区域に応じた安全基準を規定しており、船主は、検査申請に当たって船舶の航行区域を選択できる。要望事項にある播磨灘は、波高が高いなど平水区域の基準を満たさないため(別添1)、船舶安全法施行規則第1条第7項の沿海区域となる。沿海区域内(播磨灘)であっても航行海域を一定に制限すること(以下「限定沿海」という。)ができ(別添2)、また、業務を伴わないなど一定の条件の下に播磨灘を回航することもできる(別添2)。従って、船主は、沿海区域、限定沿海及び回航から航行区域等を選択することにより、現行の制度において播磨灘を航行することができる。なお、航行区域に応じた設備等に関する基準は、航行区域の波高に対応したものであり、国の船舶検査により安全性を確認するもので、播磨灘を航行する船舶についてこれらを省略して航行の用に供することはできない(別添3)。船舶職員及び小型船舶操縦者法は、船舶の大きさ、機関出力及び航行区域に応じて船舶職員の乗組み基準を規定(別添4)しており、この航行区域は、船主の申請に基づき交付された船舶検査証書に記載された航行区域となっている。船舶が当該航行区域を実際に航行するか否かに拘わらず、航行可能な区域として有している以上、船舶の航行の安全を図る観点から、当該区域に応じた乗組み基準を満たす必要がある。		1 0 0 9 0 1 0	一般社団法人日本港湾タグ事業協会	神奈川県	国土交通省
120070	ジメチルエーテル自動車に関する保安基準等の整備	道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)	自動車は、道路運送車両法において「国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ運行の用に供してはならない」とされている。DME自動車等の高圧ガスを燃料とする自動車についても、現行の道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号。以下、「保安基準」という。)に基づき運行の用に供しているところ。	ジメチルエーテル(DME)自動車の安全確保と環境保全のために必要な技術基準を定め、DME自動車に対応した道路運送車両の保安基準及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示を整備する。	DME自動車は、国のプロジェクトの下、大臣認定による公道での試験走行等を経て実用化された有望な次世代クリーンディーゼル車であり、保安基準等の整備による市場導入が期待される。基準等整備に合わせてDMEスタンド網の整備を進め、「DME普及促進プラント(新潟市)」を起点とした燃料供給体制を整え、新潟県内におけるDME自動車の普及を図る。新潟県内での普及モデルを全国へ波及させ、DME自動車、燃料、スタンド等のDME自動車関連産業の振興並びに世界トップクラスの環境性能を有する国内メーカーの海外展開を促す。 ○地域特性: 現状、「DME普及促進プラント(新潟市)」が、国内で唯一の自動車燃料用DMEの製造・供給拠点である。同所を起点として新潟県内においてDME自動車の導入・普及を図り、近隣地域から全国レベルへと普及拡大を図る。 ○必要性根拠: 道路運送車両法では「保安基準に適合するものでなければ運行の用に供してはならない」とあり、DME自動車の市場導入には、DME自動車に対応した保安基準等の整備が必要不可欠である。 ○経緯: 平成23年10月に設置された学識経験者、関連団体・業界代表者、国土交通省(オブザーバー)、経済産業省(オブザーバー)からなる「DME自動車製造に関する構造取扱基準策定検討委員会」(委員長: 飯田訓正慶応義塾大学教授)において、国土交通省「次世代低公害車開発・実用化促進事業」におけるDME自動車走行試験結果等を基に保安基準案が審議・作成され、平成24年4月に国土交通省自動車局技術政策課に提出されているが、DME自動車に対応した道路運送車両の保安基準等の整備には至っていない。	D	—	DME自動車等の高圧ガスを燃料とする自動車については、現行の保安基準において基準を定めているところ。以前提出のあった保安基準案で指摘の当該自動車の燃料装置については、道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示における「高圧ガスを燃料とする自動車」に係る基準(第20条、第98条、第176条)を適用しており、その他の装置についても現行の保安基準により対応可能である。	新燃料DME・自動車普及モデル事業	1 0 1 3 0 1 0	一般社団法人日本DME協会、新潟県	新潟県	国土交通省
120080	宿泊業者が旅行業者代理業を営むことができる旅行業法の特例	旅行業法第11条の2及び3 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律第12条	旅行業者代理業を営む際は、営業所ごとに試験に合格した旅行業務取扱管理者を選任しなければならない。なお、観光圏内においては、観光圏整備実施計画に従って、観光圏内限定旅行業者代理業を実施するにあたっては、旅行業務取扱管理者試験に代えて、国土交通省令で定める研修の課程を修了することで実施可能としているところ。	観光圏整備法で「旅行業法の特例」として「観光圏内限定旅行業者代理業」を認めているが、これと同様の制度を他地域でも可能とする特例を設け、宿泊業者(ホテル・旅館等)が容易に地域の旅行商品を販売できるようにする。	【実施内容】 地域の魅力を活かした地域限定の旅行商品は、旅行者のニーズにも合致し、またその販路拡大は地域経済への貢献も期待できることから、「観光圏内限定旅行業者代理業制度」と同様に、宿泊業者が、一定の地域内を旅行する商品に限り取扱う場合には、旅行業務取扱管理者(以下「取扱管理者」という)に代わり一定の研修を修了した者の選任で旅行業者代理業を認める特例を提案するもの。 なお、一定の地域とは、広域観光推進の取組みの現状にあわせ、この特例により旅行業者代理業を営む宿泊施設の所在市町村が属する広域行政圏及び隣接する広域行政圏とする。 【提案理由】 本県は、山岳高原を活かした世界水準の滞在型観光地を目指しており、その一環として、旅行者が、宿泊するホテル・旅館等で地域の魅力を活かした旅行商品を手軽に購入できる仕組みをつくる。このことにより、①旅行者の利便性の向上 ②宿泊業者のサービス向上 ③旅行商品の販売拡大により地域経済の活性化につながる。 【代替措置】 取扱管理者に代わり一定の研修を受けた者とは、「観光圏内限定旅行業務取扱者」において実施している「特例を受けるための研修」と同程度の研修を本県が実施し、知識及び能力の習得が確認できる修了試験に合格した者とする。	C	—	旅行業法は、旅行業等を営む者について登録制度を実施し、あわせて旅行業等を営む者の業務の適正な運営を確保するとともに、その組織する団体の適正な活動を促進することにより、旅行業務に関する公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図ることを目的とした、消費者保護の法律である。旅行業者代理業を営む際には、旅行業務取扱管理者としての資格が必要であるところだが、これは旅行業務に関し、前述した「旅行の安全の確保及び旅行者の利便の確保」等の目的で設けられている条件である。一方、観光圏内限定旅行業者代理業制度については、各地域の主体的な取組を総合的かつ一体的に推進するため、市町村又は都道府県が作成した観光圏整備計画における様々な取組の一部として設けられた特例である。そのため、今回のご提案にあるような、旅行業法の特例のみを切り出して広域行政圏に認めることは適当ではない。以上より、ご提案の事業を実施されるに当たっては、現行の旅行業務取扱管理者の資格を取得し、旅行業者代理業の登録を受けることでご対応いただきたい。	【山岳高原を活かした世界水準の滞在型観光地づくりのための構造改革特区】	1 0 1 5 0 6 0	長野県	長野県	国土交通省

12 国土交通省(構造改革特区第25次 検討要請回答)

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
120090	水域施設における係留等の制限緩和	港湾法第37条第1項・第2項	港湾法第37条においては、水域である港湾区域とそれに隣接する一定範囲の陸域である港湾隣接地域において、水域や公共空地の占用等を行う場合は港湾管理者の許可を受けるとされており、港湾管理者は当該行為が港湾の利用上又は保全に著しく支障を与える等の要件に該当する場合は許可をしないものとされているものです。	泉佐野港港湾区域内の水域施設において、いかだの係留等が可能となる措置	<p>地元漁業協同組合より海洋釣り堀施設を開設したいとの要望があり、左記の措置が可能となるよう規制緩和を求めると。漁業従事者の高齢化が進行し、漁獲量、漁獲高が年々低下する中、新たな漁業振興施策が求められる状況であり、漁業従事者の収入の多角化、経営の安定化を図るため泉佐野港内における海洋釣り堀事業を実現したい。</p> <p>計画施設は、別紙イメージ図のとおり、防波堤に沿った形で10m×10mの大きさのいかだ(いかだ)3基を、船舶の航行を妨げないよう、港内の隅に設置することを検討している。設置の方法については、港湾法第2条第5項第3号に定める係留施設(棧橋)を設置のうえで釣り堀(いかだ)を係留することとした。</p> <p>設置は、地元漁業協同組合が潮流・水質等を調査した結果、別紙のとおり場所としたい。佐野漁港内を含む他の水域も検討したが、他の水域では潮流・水質等が悪く釣り堀の設置ができない。</p> <p>港湾管理者は、港湾法第12条第1項第2号において、港湾区域及び港湾施設を「良好な状態に維持すること」とされており、いかだの設置は許可できないとしているが、計画しているいかだは、棧橋に係留したうえでアンカーにより固定するため、漂流等の可能性は極めて低く、また、港内の隅に設置することから航路の妨げにならないと解するため、規制緩和をお願いしたい。</p>	D	—	<p>港湾管理者は、港湾法(以下「法」という。)第12条に規定する業務を行う水域の地理的範囲として、法第2条第3項に規定する港湾区域を設定し、当該水域において占用等を行う者は法第37条第1項の規定により港湾管理者の許可を受けるとされており、港湾管理者は同条第2項の規定により、港湾の利用又は保全に著しく支障を与える等の要件に該当する場合は許可をしないものとされているとされています。</p> <p>ご提案のいかだについても、設置等する場合は上記の許可を受ける必要があると見られますが、許可・不許可の判断については、港湾管理者が法第37条第2項に規定する要件及び港湾管理者が定める当該許可に関する条例等に基づいて行い、支障ないと判断できる場合は許可できることとされていますので、港湾管理者である大阪府あて個別にご相談いただきたく存じます。</p>	海洋釣り堀事業	1016010	泉佐野市	大阪府	国土交通省
120100	国営かんがい排水事業の実施要件の緩和	土地改良法施行令第49条第1項第1号 「国営かんがい排水事業実施要綱」(平成元年7月7日付元構改D第532号農林水産事務次官通知)	国営かんがい排水事業により、農業用排水施設の新設、変更等を行う場合、事業の実施要件として、受益面積がおおむね3,000ha以上であり、末端支配面積がおおむね500ha以上と規定されている。	農業用排水路の整備事業について、一級河川を介した個別の排水路網を連続した受益とみなし、さらに末端受益面積要件を廃止することにより、地域の排水路網を一体で整備できるよう制度の変更を提案する。	<p>農林水産省の国営土地改良事業において、排水路の改修は受益面積3000ha以上で、末端受益500ha以上の路線が採択要件となる。埼玉県北部の羽生市、加須市、久喜市にまたがる「埼玉平野」地域は、5,000haを超える広大な地域であるが、本地域の農業排水路は一級河川を介して散在する上、個別の規模が小さくなっている。そこで一級河川を介した個別の排水路網を連続した受益とみなし、さらに末端受益面積要件を廃止することにより、地域の排水路網を一体で整備できるよう制度の変更を提案する。</p> <p>提案理由: 埼玉県北部の羽生市、加須市、久喜市にまたがる「埼玉平野」地域の排水は、農業排水路を通じて一級河川に流下している。「埼玉平野」は米作地帯として発達してきた地域である。地域の特徴として平坦地で、水路勾配が緩く、規模の小さな排水路が多く散在している。都市化の進展もあり降雨のたびに市街地や農地が浸水被害に苦しめられている。地域では被害解消のため農業排水路の改修を事業期間の短い国営事業で行うことを要望しているが、現行制度では国営事業の採択は難しい。 また一方で、河川改修整備は市街地区間を優先的に整備せざるを得ず、農村地域であるこの地域の河川改修整備はなかなか進まない状況となっている。 このため、本特例措置により農業排水路と河川の改修を一体的に整備することにより、地域の浸水被害を解消し、国土強靱化の加速化を図るものである。</p>	C	—	<p>農業用排水施設の新設、変更等を行う土地改良事業は、国と地方の役割分担の下、事業の目的、規模、範囲等に応じて、国、都道府県、市町村等が事業実施主体として実施することとしています。</p> <p>国営かんがい排水事業の対象地域のとり方は、一級河川を介するか否かにかかわらず、地域の用排水系統や施設の管理体制等の観点から総合的に判断していますが、いずれにしても、国は受益面積がおおむね3,000ha以上で末端支配面積がおおむね500ha以上の広域的で大規模な投資が必要な基幹的施設の整備等を国営かんがい排水事業として実施することとされています。</p> <p>このように土地改良事業は、国と地方の適切な役割分担によって事業を実施する仕組みとしていることから、国営かんがい排水事業における末端支配面積要件を廃止することは困難です。</p>		1017010	埼玉県	埼玉県	農林水産省 国土交通省
120110	一定の要件を満たした戸建型グループホームについて「一戸建ての住宅」の用途の基準を適用すること	建築基準法第6条第1項第1号、法第87条第1項	原則として、既存建築物の用途を変更して建築基準法第6条第1項第1号に掲げる特殊建築物にする場合は、確認申請及び完了検査の手続きが必要となります。	空き家の活用及びグループホーム(「障害者グループホーム」及び「認知症グループホーム」※別紙1)の整備促進のため、一戸建ての住宅を戸建型グループホームに用途変更する場合、規模や火災対策などの一定の要件を満たす戸建型グループホームについては、建築基準法において当該建築物の用途を「一戸建ての住宅」として法を適用すること。	<p>(一戸建ての住宅とみなす一定の要件の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 規模:階数2以下、かつ延べ面積300㎡以内。 火災対策:①火を使用する設備・器具は設けない。 ②壁及び天井の室内に面する内装の仕上げを準不燃材料とする。 ③地上に通ずる通路に非常用の照明装置を設置する。 <p>(提案理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 年々増加する空き家の活用が全国的に大きな課題(※別紙2)となっており、本県においても重要課題として捉え、県と市町等で構成する協議会で検討会を立ち上げ、26年2月に「空き家対策ガイドライン」をとりまとめるなど重点的に取り組んでいる。 そのような中、空き家を戸建型グループホームに有効活用するため、戸建て住宅から寄宿舍への用途変更が検討される事例(相談)が増加している。その場合、建築基準法上の「寄宿舍」の用途の規定に適合させるための廊下や階段等の改造が困難なことや、多額な費用が必要になることなどから、用途変更が断念される現状にあり、障害者団体からも、グループホームの整備促進の観点から法の柔軟な運用を求められている。 このため、規模や火災対策などの一定の要件を満たし、「寄宿舍」と同等の避難性能を確保できると考えられる戸建型グループホームについては、建築基準法上の「一戸建ての住宅」の用途の基準(※別紙3)を適用することにより、空き家を活用したグループホームの設置促進を図りたい。 	C	—	<p>高齢者、障害者が利用するグループホームでは、これまで多数の死者を出す火災が繰り返し発生しており、安全性の確保が極めて重要です。</p> <p>このため、グループホームについては、火災時、避難上の危険性が高いことから、その利用形態を踏まえ、建築基準法上は「寄宿舍」として取り扱い、戸建住宅に比べ防火・避難規定等に関し厳しい規制を全国一律に課しており、グループホームを「寄宿舍」ではなく、より規制の緩い戸建住宅として取り扱うことは適切ではありません。</p> <p>一方で、空家を戸建型グループホームに活用するニーズが増加していることは認識しており、国土交通省では、戸建型グループホーム等の建築基準法上「寄宿舍」として扱われる建築物で避難上の安全性が確保されたものについて、防火・避難規定等の合理化に向け検討しております。</p>		1018010	兵庫県	兵庫県	国土交通省

12 国土交通省(構造改革特区第25次 検討要請回答)

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案 事項 管理 番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 府省庁
120120	検査・登録をしていないトイングトラクターの公道走行	道路運送車両法第4条、第58条	道路運送車両法第4条、第58条1項では一般交通の用に供する場所において使用される自動車について、登録・検査を受けることを求めている。	道路管理者が誘導員を配置し他の自動車や人を排除する方法により一般交通の用に供しない状態を措置した場合には、公道を走行するのに求められている検査・登録をしていないトイングトラクター等の公道走行を可能とする。	旅客機等の航空機の生産・整備拠点を形成するため、県営名古屋空港周辺に用地を確保し、航空機生産・整備事業者を誘致することとしている。 当該用地は公道を挟んで存しており、トイングトラクター等が工場間を移動するには公道を走行しなければならないため、道路運送車両法の規定に基づく検査・登録が必要となる。 しかし、多くのトイングトラクターは保安基準への適合が困難な状況にある。 そこで、交通量の少ない夜間等の時間帯において、道路管理者が一般交通の危険を防止するために一時的に区間を限って通行止めを行い、誘導員を配置し他の自動車や人を排除することにより「一般交通の用に供しない状態」を確保した場合は、道路運送車両法の規定に基づく検査・登録をしていないトイングトラクター等の公道走行を可能とする。	C		通行禁止等の措置が講じられた場合には、当該措置が講じられた場所においてのみ使用される自動車であれば、道路運送車両法上、登録・検査を受けることを求めている。 ただし、通行禁止等の措置を講じるためには、関係機関との調整をされたい。		1 0 2 0 0 1 0	愛知県	愛知県	国土交通省
120130	海外における建築基準を満たしており、かつ、当該国において文化財に指定されている建築物を日本で再現する場合の建築基準法への適用除外	建築基準法第1条、第3条第1項	建築基準法は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、公共の福祉の増進に資することを目的としています。 国宝や重要文化財等は、我が国における貴重な文化的遺産であり、法的に現状変更の規制及び保存のための措置が義務付けられることから、建築基準法を適用除外としている。 有形登録文化財その他の歴史的建築物については、地方公共団体が文化的な価値を活かすため、条例で現状変更の規制及び保存のための措置を講じた場合、建築審査会の同意を得て建築基準法を適用除外できることとしている。	海外における建築基準を満たしている場合かつ海外において文化財に指定されている場合に当該国の建築基準での建築を認めていただきたい。	【背景】 昨今グローバル化が進み、在留外国人の数は200万人を超え、日本の総人口比で1.6%程度と一定の割合を占めている。またそのような中で国としても地域における多文化共生を推進するものであるが、淡路市においては在留外国人200名程度、人口比で0.4%程度という水準である。止まらない人口減少に対する策としても外国人の定住促進、多文化共生という点は積極的に取り組んでいくべき対応策であると言える。 【提案内容】 今回、多文化共生、定住人口増加を目指す取り組みとして、海外の文化財である伝統的建築物の建築・忠実な再現を行いたい。建築物そのものの展示とともに、当該国の文化・芸術等もあわせて展示する場所を設け、異文化の常設展示を行う。また同様の展示を複数国まとめて行うことで、異文化の一大展示場とすることもできる。 文化の共生・交流を促すために各国・地域の文化の展示を行うものとする。建築物は海外各地の歴史や文化、風土に合わせて作られた建築様式等まで忠実に再現した本物を作りたいと考える。については、海外において建築基準を満たしている建物については当該国の建築基準を採用し、建築を行えるものとしていただきたいが、文化の紹介という観点から、さらに追加条件として各国で文化財として指定されている建物であるという点を加えたい。 【効果】 自国の文化がある場所にはその国の外国人は親近感をもって暮らすことができ、一方で日本人は伝統に忠実な建築から各国の生活様式を知ることができ、異文化交流・多文化共生の一助とすることができる。また建築物その他自国の文化的展示物を紹介する外国人スタッフを含め、雇用創出効果が見込める。	C		建築基準法は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、公共の福祉の増進に資することを目的としています。 具体的には、我が国ではこれまでも大規模な地震に見舞われ多大な被害を受けた経験をもとに、地震等による建築物の倒壊・崩壊を防ぎ、建築物の利用者や周囲の安全性を確保するための耐震基準を全国一律で定めています。 同様に、火災による建築物の倒壊、延焼、火災拡大等を防ぎ、在館者の安全を確保するための防火・避難規定を全国一律で定めています。 したがって、ご指摘のような海外の文化財である伝統的建築物を我が国において建築・再現するものについては、建築物の安全性の確保の観点から、その事実だけをもちて建築基準法を適用除外することは困難です。 なお、仮設建築物として1年以内の期間で設置されるものであれば、特定行政庁の許可に基づき、建築基準法の一部を適用除外できる仕組みがあることから、提案についてはこれを活用できる可能性も考えられます。		1 0 2 6 0 5 0	株式会社バソナふるさとインキュベーション	兵庫県	国土交通省